

EIIRIS 共同研究室 5 およびバイオ実験室に設置されている共用機器の学内利用ルールについて

1 全般

共用機器の利用ルールについては、原則として「豊橋技術科学大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー 利用の手引き」および「異分野融合 EIIRIS プロジェクト研究の資源利用について」に従うものとする。

2 利用資格

- (a) EIIRIS 共用システムの機器を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ① EIIRIS プロジェクト研究に採択された者
 - ② その他、EIIRIS 所長が特に認めた者
- (b) EIIRIS プロジェクトの申請に関しては、EIIRIS ホームページにある募集要項を確認すること(<https://www.eiiris.tut.ac.jp/outline/research-projects/>)。

3 利用時間

- (a) 原則として、平日の午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで（職員のサポートは、午後 5 時 00 分まで）とする。
- (b) 平日の午後 9 時 00 分以降に利用する場合、それが明らかになった時点で速やかに指導教官の承認を受けること。
- (c) 休日・祝日に利用する場合、事前に「時間外利用申請書」に必要事項を記入し、指導教官の承認を受け、「時間外利用申請書」に指導教官の捺印を受けること。
- (d) 上記(b), (c)の場合、時間外に利用する旨を指導教官ならびに EIIRIS 窓口(support@eiiris.tut.ac.jp)に電子メールで通知すること
- (e) 「時間外利用申請書」は、時間外の用務を行っている間、実験室前の所定の場所に掲示すること。
- (f) 時間外の利用が終了した場合、「時間外利用申請書」に利用終了時刻を記入し、EIIRIS 事務室に提出すること。

4 機器の利用

- (a) 機器を初めて利用する場合、あるいは事前に相談した利用方法・目的と異なる使い方をしたい場合、事前に EIIRIS 窓口(support@eiiris.tut.ac.jp)に相談すること。

- (b) 機器の利用に際して、必ず機器毎に利用講習を受講し、ライセンスを受けること。
- (c) ライセンスを受けた機器の利用者には、下記に定めるユーザーランクを設定する。機器の利用者は、ランクに応じた利用形態をとること。
 - ① 見習いユーザー
 - : 機器の習熟度が不十分である者。
 - 見習いユーザーは、機器の一人での利用を認めず、担当教職員または一般ユーザーが立会いの下での利用を認める。
 - ② 一般ユーザー
 - : 機器の習熟度が十分であると判断された者。
 - 一般ユーザーは、機器の一人での利用を認める。
 - ③ 管理ユーザー
 - : 機器担当の教職員により定められた者。
 - 管理ユーザーは、機器の一人での利用を認める。また、機器のメンテナンスや他ユーザーへの対応などを担当教職員と協力して行うこととする。
- (d) 問題が生じた場合、あるいは利用の際、機器に不審な点が見られた場合は、速やかに EIIRIS 窓口(support@eiiris.tut.ac.jp)に報告すること。
- (e) その他、機器毎に定められた利用ルールに従う。

5 使用料金

- (a) 原則として、施設・設備の使用料は徴収しない。
- (b) 利用者の故意または過失によって機器等を破損した場合には、利用者が弁償し、速やかに原状に復帰すること。